

## 令和3年度 いじめ認知件数について

いじめ防止対策推進法のいじめの定義（下記参照）に基づき、令和3年度に当校でいじめ事案として認知した件数は2件でした。

### **いじめの定義**

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（定義）

第二条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。